

第6章

避難所の運営

(各部の活動内容)

避難所運営の開始後は、各部や避難者、区からの連絡・情報などを、運営委員の連携を密にし、必要な情報は避難者や地域へ適切に共有します。

また、避難者や在宅避難の方にも、避難所運営のお手伝いを募ります。

本部会議

(避難所運営本部)

本部会議は、本部長を中心として、避難所の開設や閉鎖、各部長や施設管理者、区職員からの情報などにより、避難所を運営していくための総合調整を担います。

避難所内で解決できない問題は、地域本部(区民活動センター)を通じ、区災害対策本部へ要請します。

1. 本部会議

本部会議は、本部長を中心として、避難所の開設や閉鎖、各部長や施設管理者、区職員からの情報などにより、避難所を運営していくための総合調整を担います。

避難所内で解決できない問題は、地域本部(区民活動センター)を通じ、区災害対策本部へ要請します。

(1) 主な役割

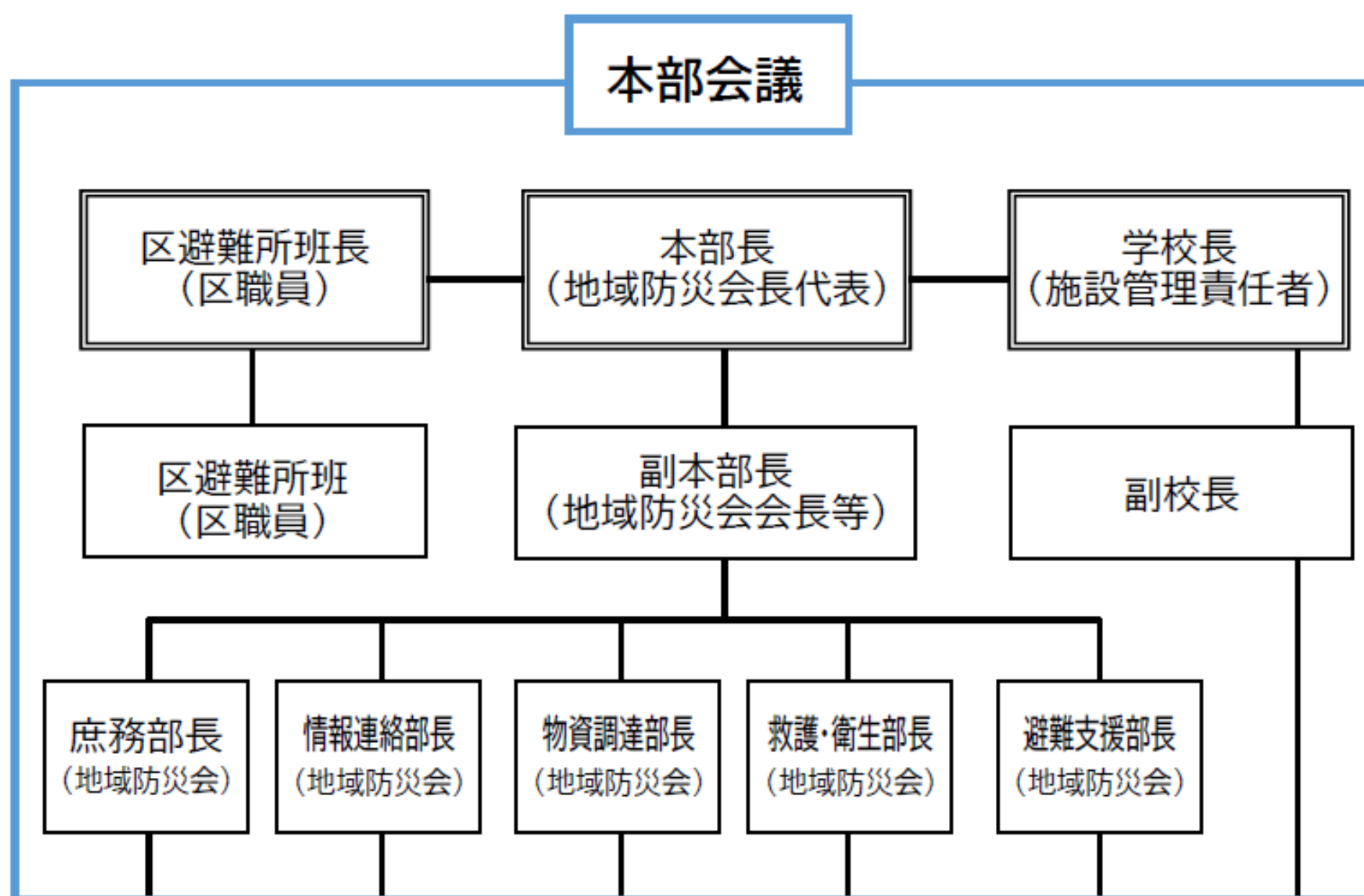
- ☐ 避難所の開設・閉鎖に関すること
- ☐ 避難所運営管理の総合調整に関すること

(2) 本部会議の構成員

構成員は下図のとおりですが、必要に応じ各部の副部長などを追加します。

(3) 本部会議の開催

- 避難所開設後は、1日に2回程度開催
- 避難者の状況や各部の行動、本部からの指示などを共有します。



庶務部

庶務部は、避難者の人数や状況、要望(困りごと)などを把握し、各部の委員や多様な避難者、地域が全体で助け合うことで、皆で困難な状況を乗り越えるためのお手伝いを担います。

2. 庶務部

庶務部は、避難者の人数や状況、要望(困りごと)などを把握し、各部の委員や多様な避難者、地域が全体で助け合うことで、皆で困難な状況を乗り越えるためのお手伝いを担います。

(1) 主な役割

- ☐ 各部や施設管理者(学校)との連絡調整
- ☐ 避難者の受付に関する事
- ☐ 避難者名簿の作成や管理に関する事
- ☐ 避難場所の割振りや誘導、避難スペースの管理・調整に関する事
- ☐ 要配慮者への保護や配慮に関する事
- ☐ 避難所内の防火・防犯に関する事
- ☐ 動物飼育場所の管理に関する事
- ☐ その他

(2) 各部や施設管理者（学校）との連絡調整

- ☐ 避難スペースの調整など、施設管理者(学校)との連絡調整を行います。
- ☐ 避難者が多く、体育館では収容スペースが不足する場合に、空き教室などの使用について、学校や施設管理者と調整します。
- ☐ 区からの情報や、避難者からの要望などについて、各部の委員と共有します。

(3) 受付の準備

【受付の種類】

- ☐ 一般用及び体調不良者用の2系統で実施すること。
※体調不良者の受付は、「マスク」を着用すること。

【受付の設置場所】

- ☐ P50に記載のとおり

2-②. 庶務部 避難者の受入

(4) 受付場所

避難所施設内の、入り口周辺で安全な場所に設置します。

受付の設置場所

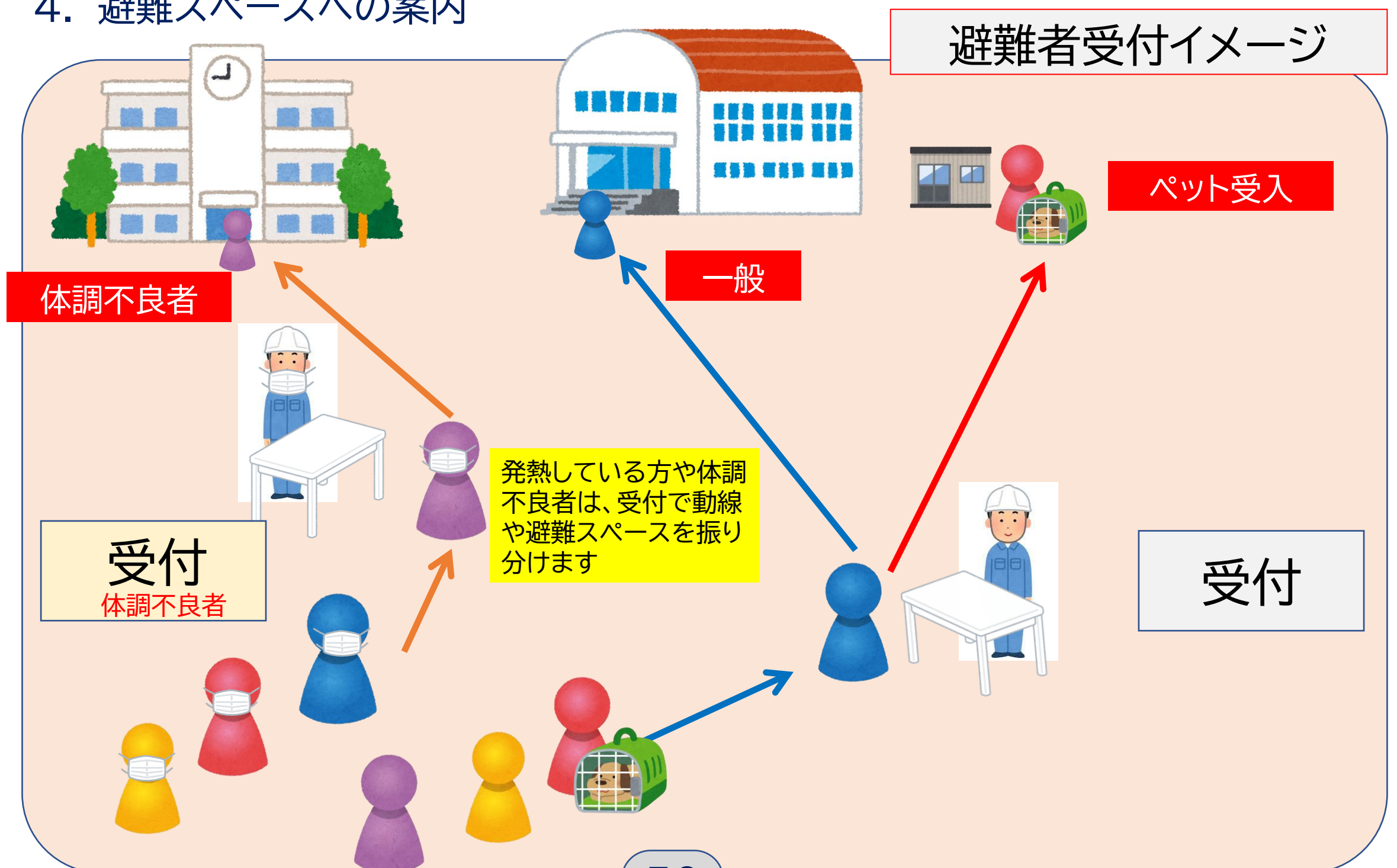
第1候補

第2候補

第3候補

(5) 受入手順

1. 体調不良の有無を確認
2. 健康な方と、体調不良者の受付を別にする。(体調不良者の受付はマスクを着用すること。)
3. 「避難者受付カード」への記入又はスマートフォン(調整中)で受付
4. 避難スペースへの案内



情報連絡部

情報連絡部は、避難所の状況や要請などを区に伝えたり、物資配布などの生活情報を、避難所内や地域へお知らせすることを担います。

3. 情報連絡部

情報連絡部は、避難所の状況や要請などを区に伝えたり、物資配布などの生活情報を、避難所内や地域へお知らせすることを担います。

(1) 主な役割

- 地域本部(区民活動センター)との無線連絡に関すること。
- 避難者と地域への生活情報等の提供に関すること。
- 災害時特設公衆電話の設置・管理に関すること。

(2) 地域本部（区民活動センター）との無線連絡

- 「避難者情報(人数、状況など)」を、地域本部へ無線で報告します。
- 避難所運営本部から区への要請などを、地域本部に伝えます。
- 報告事項(避難者情報、避難所運営本部からの要請など)は、庶務部からの情報を報告します。

無線機の設置場所

※無線機操作マニュアルは、無線機と同じ場所に保管しています。

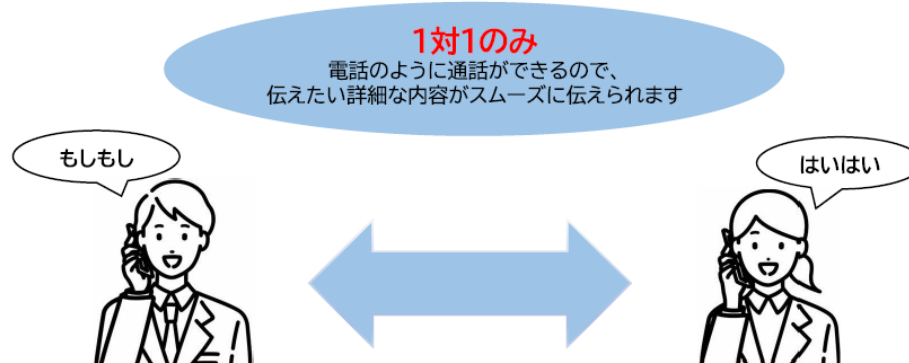


連絡先

区民活動センター

複信通話（電話方式）

複信通話とは……電話と同じように同時通話が可能です。
自局が呼ばれると、「トゥルルルル」と着信音が鳴動しますので
【着信中】ボタンを押下することで双方向で話すことができます。



※通話は、「複信通話」で行います。

スマホと同様に会話できます。

(3) 避難所内への情報周知

- 本部からのお知らせや、物資の配給時間などを避難所内に周知します。
・【方法】口頭、メガホン、お知らせの掲示など
- 広報・伝言板の設置場所 P36のとおり

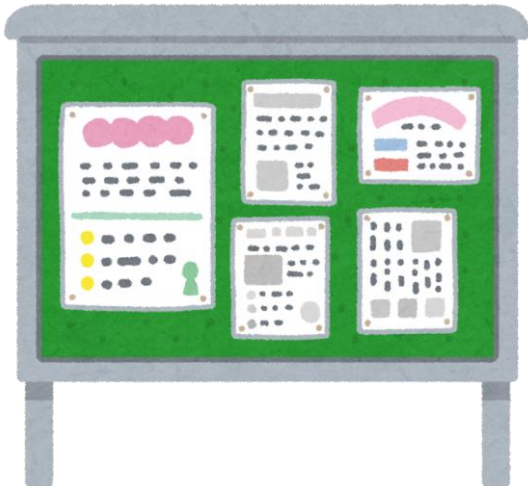


(4) 地域内への情報周知と情報収集

- 在宅避難者に対する生活の物資支援も、避難所で行います。
- 本部からのお知らせや、物資の配給時間などを地域内に周知します。
・【方法】口頭、メガホン、お知らせの掲示など
- 地域内に情報を伝えながら、在宅避難者からの要望も収集します。
- 在宅避難者に対しても、避難所運営をお手伝いいただくよう伝えます。

掲示板の場所	

【在宅避難者の皆さまへ】
食べ物や飲み水でお困りの場合は、避難所で物資をお配りします。
避難所は地域の皆さんが協力しあって運営します。
在宅避難の方も、避難所運営にご協力ください。

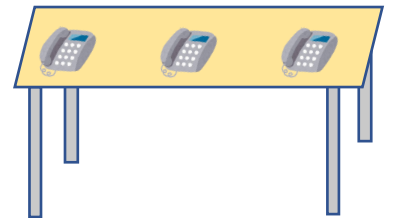


3-③. 情報連絡部

(5) 特設公衆電話の設置と管理



- 各避難所に特設公衆電話を3台配備しています。
- 特設公衆電話は、**備蓄倉庫**に保管しています。
- 出入り口の周辺など、避難者が使いやすい場所に設置します。
- 発信専用とします。
- 皆で共有するため、「1人5分間まで(仮)」などのルールを定めます。
- 災害用伝言ダイヤル「171」の使用を推奨します。

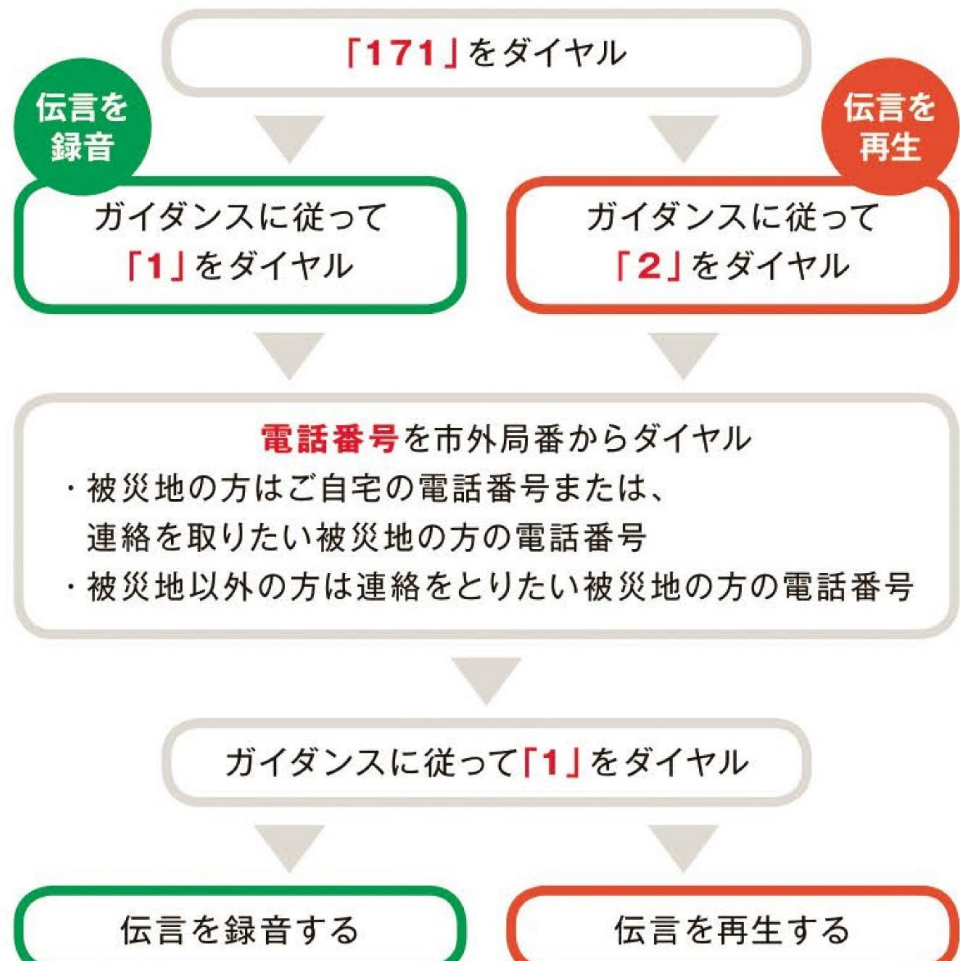


特設公衆電話の設置場所

災害用伝言ダイヤル 171

災害用伝言ダイヤル「171」は、災害時に被災地への通信が増加しつながりにくい状況になった場合に提供が開始される、声の伝言板です。

災害用伝言ダイヤル「171」の使い方



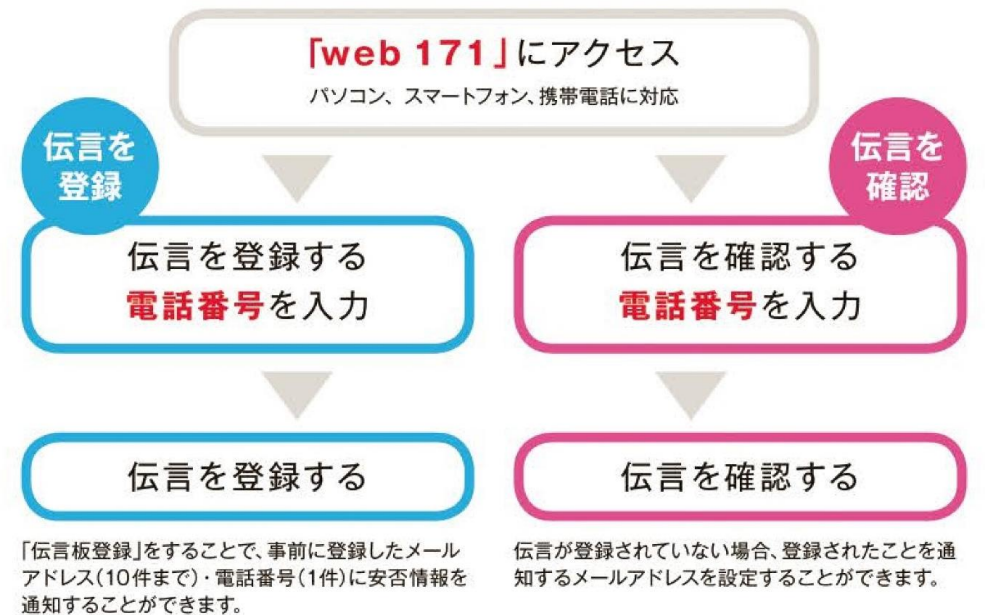
30秒以内で伝言を録音します。
例：〇〇です。家族皆無事です。××避難所にいます。
(電話を途中で切っても録音されています)
録音内容を訂正したい場合はガイダンスに従って「8」をダイヤルします。

30秒以内で伝言が再生されます。
再度再生したい場合はガイダンスに従って「8」をダイヤルします。次の伝言を再生したい場合は「9」をダイヤルします。メッセージを録音することもできます(「3」をダイヤル)。

災害用伝言板 web171

災害用伝言板「web171」は、災害時に被災地への通信が増加しつながりにくい状況になった場合に提供が開始される、インターネットを使う伝言板です。

災害用伝言板「web171」の使い方



「伝言板登録」をすることで、事前に登録したメールアドレス(10件まで)・電話番号(1件)に安否情報を通知することができます。

伝言が登録されていない場合、登録されたことを通知するメールアドレスを設定することができます。

「web171」に登録した伝言を「171」で再生したり、「171」で録音した音声を、「web171」で再生することもできます。

「171」「web171」いずれも電話番号をキーに利用します。日頃から家族、親戚、友人間でキーになる電話番号を確認しておくことが重要です。

※携帯電話各社による、インターネットを経由して文字を登録する災害用伝言板もあります。

物資調達部

物資調達部は、備蓄している物資や追加支援物資の配布・受入・管理を担います。また、状況に応じて炊き出しを実施します。

4. 物資調達部

物資調達部は、備蓄している物資や追加支援物資の配布・受入・管理を担います。また、状況に応じて炊き出しを実施します。

(1) 主な役割

- ☐ 備蓄倉庫(食糧・生活用品等)を管理すること。
- ☐ 食糧・水・生活物資などを配布すること。
- ☐ 不足する物資を、区へ要請すること。
- ☐ 追加搬送された物資の、受入・管理・配布すること。
- ☐ 防災倉庫(発電機等の資機材)を管理・運用すること。
- ☐ 炊き出しの実施と配布 など

(2) 備蓄倉庫の管理及び物資の配布

- ☐ 備蓄物資の一覧は、85ページを参照
- ☐ 物資の配布は、避難所運営本部と調整し、配布する品目や数量、配布場所を決めること。
- ☐ **配慮が必要な物資配布**について、生理用品や成人用紙おむつなどは、一般の物資とは違う場所で、女性が配布するなどの配慮を願います。
- ☐ 物資の配布は、避難者や在宅避難者にもお手伝いを願います。

備蓄倉庫の場所

物資を配布する場所

配慮が必要な物資配布の場所

救護・衛生部

救護・衛生部は、負傷者の応急手当や病人の看護などの救護所運営や、仮設トイレの設置・管理など、避難所内の衛生管理を担います。

5-①. 救護・衛生部

救護・衛生部は、負傷者の応急手当や病人の看護などの救護所運営や、仮設トイレの設置・管理など、避難所内の衛生管理を担います。

(1) 主な役割

- 救護所の運営:負傷者の応急手当、救急要請に関すること。
- 病人の看護:体調不良者避難スペースでの対応、救急要請に関すること。
- 仮設トイレの設置と管理に関すること。
- 避難所内を衛生的に保つこと。など

(2) 備蓄物資（救護衛生部用物資）

備蓄倉庫の場所

品名（詳細は備蓄物資一覧を参照）

救急カバン	仮設トイレ（ため込み式）	防護服
救護ベッド	マンホールトイレ	クレゾール
簡易ベッド	トイレットペーパー	消毒薬噴霧器
担架	消石灰（消毒用）	次亜塩素酸ナトリウム
レスキューカー	手指消毒剤	赤テープ（境界用）
簡易トイレ	ペーパータオル	マスク
便袋	非接型触体温計	

救護所の設置場所

体調不良者の収容スペース

5-②. 救護・衛生部

(3) 救護所の運営（応急手当など）

- 「救急カバン」などの備蓄物資を活用し、可能な範囲で応急手当を行います。
- 応急手当では対応困難な負傷の場合は、「119番通報」により救急車を要請します。
- 電話がつかない場合には、無線機で地域本部に対し「救急要請」をします。
- 地域本部へ伝えられた救急要請は、区災害対策本部から消防庁へ伝えます。

(4) 病人（体調不良者）の看護

- 発熱している方や体調不良者は、受付で動線や避難スペースを振り分けます。
- 体調不良者の看護を行う方は、マスクなどを使用し感染予防に努めます。
- 症状が重い場合は、「119番通報」により救急車を要請します。
- 電話がつかない場合には、無線機で地域本部に対し救急要請を伝えます。
- 地域本部へ伝えられた救急要請は、区災害対策本部から消防庁へ伝えられます。
- 体調不良者の避難スペースでは、可能な限り避難者同士の間隔を広くとり、必要に応じ「間仕切り」等を活用し、感染予防に配慮します。



【感染症予防に活用する備蓄物資(一例)】

- 左:「布製間仕切り(パーテーション)」
- 右:マスク、使い捨て手袋、非接触型体温計、手指消毒剤など

5-③. 救護・衛生部

(5) 医療救護所の開設支援について

医療救護所が設置される避難所では、医療資機材「医療資機材7点セット」の搬送などをお手伝いをお願いいたします。

(6) 医療資機材について

【医療資機材7点セット】

- 医療資機材は、医師が使用するための資機材です。
- 心肺蘇生や創傷、熱傷や骨折などを治療するための資機材を備蓄しています。
- 資機材は、備蓄倉庫に保管しています。

(7) 医療救護所を設置する避難所

19ページのとおり

(8) 日ごろの備え（助け合う技術を身につける）

普段から、応急手当やAEDの使用方法、消火訓練や起震車による震度体験などを体験することで、災害時の行動力や意識(判断力)が向上します。

ご家族やお友達を守る力を培うためにも、地域の防災訓練や中野区総合防災訓練、防災体験デーなどに、ぜひご参加ください。



消火訓練



起震車による震度体験



三角巾を使った包帯法訓練



心肺蘇生・AED訓練

5-④. 救護・衛生部

(9) トイレの利用（避難所トイレの確認）

- トイレの確保は、避難所運営の中でも重要な課題です。
- 下記の要領で、仮設トイレの設置などについて検討していきます。

【トイレ確保の確認事項】

1 避難所のトイレが使えるか？

- ・便器やトイレ室内が壊れていないか？
- ・水が流れるか？（1階や最低層階のトイレで確認します。）

※見た目は壊れていなくても、下水道管が破損していると、排せつ物が流れず、下層階のトイレからあふれることとなります。



【トイレのチェックポイント】

第1段階

- ・便器破損なし
- ・室内被害なし
- ・水は流れる

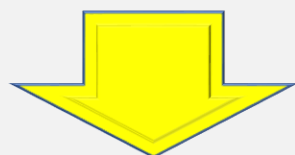


避難所施設のトイレを
そのまま利用します。
ただし、大きな揺れが
あったら再び点検しま
す。



第2段階

- ・便器破損なし
- ・室内破損なし
- ・水が流れない

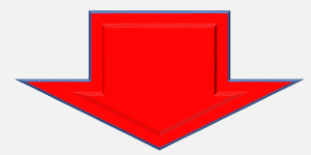


避難所施設のトイレに「**便
袋**」かぶせて利用します。
ただし、大きな揺れがあっ
たら再び点検します。



第3段階

- ・便器破損あり
- ・室内破損あり



簡易トイレ、仮設トイレ、
マンホールトイレを設置
します。
※簡易トイレには便袋
をかぶせて利用します。



5-⑤. 救護・衛生部

(10) 要配慮者用のトイレ

- 歩行が困難な方のトイレは、避難スペース内などに「簡易トイレ」に「便袋」をかぶせて利用します。
- 簡易トイレには、小型 TENT をあわせて利用します。



「簡易トイレ」に「便袋」を装着した様子

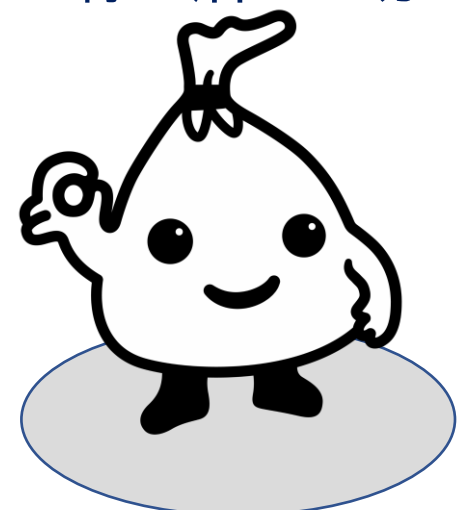
「便袋」をご家庭に用意することで、トイレの心配が改善されます。

(11) 仮設トイレ設置・利用にかかる注意事項

- 仮設トイレの設置が間に合わない場合は、上図「簡易トイレ・便袋」を応急的に活用します。
- **【重要】**仮設トイレは、校庭の隅などに設置することが想定されますが、女性や子ども、高齢者が、夜間でも安全に使えるよう配慮します。
- 防犯のために、仮設トイレまでの通路を明るくして、トイレ内などに防犯ブザーを配備することも有効です。(防犯ブザーは、備蓄倉庫に配備予定です。)
- 配慮のイメージは70ページ以降をご覧ください。

(12) 使用済み便袋の処理

- 「簡易トイレ」や避難所のトイレに使用した「便袋」は、袋の上部を線に沿って切り取り、においが漏れないようにしっかり結びます。
- 便袋専用の集積所(ごみ置き場)を決めて一時保管します。
- 清掃事務所が、「し尿専用の車両」で収集します。



5-⑥. 救護・衛生部

(13) 仮設トイレの設置方法

- 仮設トイレの設置方法は、本体と一緒に説明書を用意しています。
- スマートフォンやモバイル端末などが使える場合は、「中野区防災YouTube」から、組み立て方などを確認できます。
- 事前にご覧いただき、発災時にお役立てください。

簡易トイレ

(便袋とあわせて使用します。)
要配慮者避難スペースにも有効です。



ため込み式トイレ

(ベンチャー)
便槽がいっぱいになったら、
予備の便槽に交換します。



マンホールトイレ

耐震化された下水道本管に設置
します。
一部は、避難所施設の敷地内に設
置する場合があります。



簡易トイレとあわせて使用する「**便袋**(サニタクリーン・簡単トイレ)」を、
自宅に用意することで、**トイレ**の**心配が低減**します。

「サニタクリーン・簡単トイレ」は、[「中野区防災用品のあっせん」](#)から購入可能

避難支援部

避難支援部は、災害発生時に自力で避難することが困難な方の、安否確認や避難行動の支援を担います。

避難支援部が組織的な活動が始める前の、発災直後における、**隣近所に声を掛け合い助けあう「共助」**が、地域全体の被害を減らす重要な活動です。

6. 避難支援部

避難支援部は、災害発生時に自力で避難することが困難な方(災害時避難行動要支援者)の、安否確認や避難行動の支援を担います。

(1) 主な役割

- 自力で避難することが難しい方(災害時避難行動要支援者)の、安否確認や避難を支援すること。
- 「災害時避難行動要支援者名簿」(以下、「要支援者名簿」と表記)を、管理すること。
- 「要支援者名簿」を基に、地域(エリア)ごとに活動範囲を分け、安否確認・避難支援の実施に向けた調整をすること。(活動エリアや支援グループの編成など)
- 避難者や在宅避難者から、ともに活動できる方を募ること。

(2) 活動概要

【重要】避難支援部の組織的な活動を始める前の、発災直後における、**隣近所に声を掛け合い助けあう「共助」**が、地域全体の被害を減らす重要な活動です。

- 避難支援部の活動では、**単独行動を禁じ**、二次災害の危険がないよう活動すること。

◆「火災拡大」等により、支援者(自身)の命が危険にさらされる場合は、自身の命を守る行動を優先してください。

- 「要支援者名簿」は、地域本部(区民活動センター)に保管されています。
- 「要支援者名簿」は、災害発生後に、区職員により避難所に届けられます。
- 民生児童委員とともに「見守り名簿」を活用して、安否確認・避難支援を行うことも有効です。

- **専門的な救助**が必要な場合は、速やかに地域本部や**消防**などに**要請**します。

◆ 避難支援部としての活動中に、「負傷」「死亡」された場合は、災害対策基本法に基づき、損害補償の対象となります。

6-②. 避難支援部

(3) 活動手順

- 役割を分担し、効率よく活動します。
- 避難支援部の役員は、全体を把握し、活動を指示します。
- 可能であれば複数の避難支援班を編成し、地域ごとに活動します。
- 避難支援グループ編成の目安は下表のとおり

避難支援グループの編成(例)

名称	特性	活動内容	人数(目安)
案内係	地域や地理に詳しい人	・名簿や地図により誘導 ・消防要請の連絡 など	2～4人
救出・救助係	体力のある方	・簡易な救助活動 ・担架や車いすでの搬送 など	4～6人

- 救助を待つ方(要救助者、要支援者)を、「見逃さない」ことが最も重要です。
- 専門的な救助が必要な場合は、速やかに地域本部や消防などに要請します。
- 避難支援班グループのみの力で救助が不可能な場合は、地域や避難所からお手伝いを募ります。
- 救助や搬送のための資機材は、防災会が管理している防災資機材を活用してください。

(P17「防災資材倉庫の配備機材」を参照)

6-③ . 避難支援部

(4) グループの編成

□ 運営役員や避難者、在宅避難者も含め、グループを編成します。

避難支援グループ編成			
グループ名	役割	お名前	人数
第1グループ	案内係	○ ○ ○ ○	
	救出・救助係	□ □ □ □ □ □	

避難支援グループ編成			
グループ名	役割	お名前	人数
第2グループ	案内係	○ ○ ○ ○	
	救出・救助係	□ □ □ □ □ □	

6-④. 避難支援部

(4) グループの編成

□ 運営役員や避難者、在宅避難者も含め、グループを編成します。

避難支援グループ編成			
グループ名	役割	お名前	人数
第3グループ	案内係	○ ○ ○ ○	
	救出・救助係	□ □ □ □ □ □	

避難支援グループ編成			
グループ名	役割	お名前	人数
第4グループ	案内係	○ ○ ○ ○	
	救出・救助係	□ □ □ □ □ □	

6-⑤ . 避難支援部

(4) グループの編成

□ 運営役員や避難者、在宅避難者も含め、グループを編成します。

避難支援グループ編成			
グループ名	役割	お名前	人数
第5グループ	案内係	○ ○ ○ ○	
	救出・救助係	□ □ □ □ □ □	

避難支援グループ編成			
グループ名	役割	お名前	人数
第6グループ	案内係	○ ○ ○ ○	
	救出・救助係	□ □ □ □ □ □	